

## 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進と、再エネと地域との共生に係る法整備についてお願いします。

【提案・要望先】環境省、経済産業省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 地域における脱炭素化の促進

- 地域脱炭素ロードマップで示された「脱炭素先行地域」の選定にあたっては、住民や事業者等による地域に根ざした取組や地域活性化に貢献する取組を重視するなど、地域の実状に配慮した柔軟な選定を行うこと
- 脱炭素化の促進に係る現状把握、計画策定、進捗評価に必要な、迅速で正確な統計情報の整備を行うこと

#### (2) 再生可能エネルギーと地域との共生に係る法整備

- FIT事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明等を義務付けるなどの法整備を図ること

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 地域における脱炭素化の促進

- 脱炭素先行地域は、「先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現」等の削減レベルが要件とされているが、選定にあたってはエネルギーの地産地消や地域の活性化といった点が考慮されないおそれがあり、例えば地域新電力など地域に根ざした事業体に関与する計画を優先的に選定するなど柔軟な対応が求められる。
- 脱炭素先行地域は、自家消費分まで含めた再生可能エネルギー発電設備の導入状況やZEH・ZEBの導入状況、小売電気事業者ごとの都道府県別電力供給実績等の情報について、国の主導により各都道府県へ開示する仕組みを作ること等の全国的な統計整備を行うことにより、正確な情報を把握することが必要。

#### (2) 再生可能エネルギーと地域との共生に係る法整備

- 発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等の問題が全国的に生じていることから、FIT事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなどの法整備を図ることが喫緊の課題。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 地域における脱炭素化の促進

- 令和2年1月、「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ・ムーブメント」のキックオフ宣言
- 令和3年度中を目途に、関連する条例・計画を見直し予定（※現在、素案段階）

#### 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進計画(素案) ※令和3年度中を目途に策定予定

#### 【中期目標】2030年度における温室効果ガス削減目標(万t-CO<sub>2</sub>)

2013年度 **1,422万t** ⇒ 2030年度 **711万t(▲50%)**

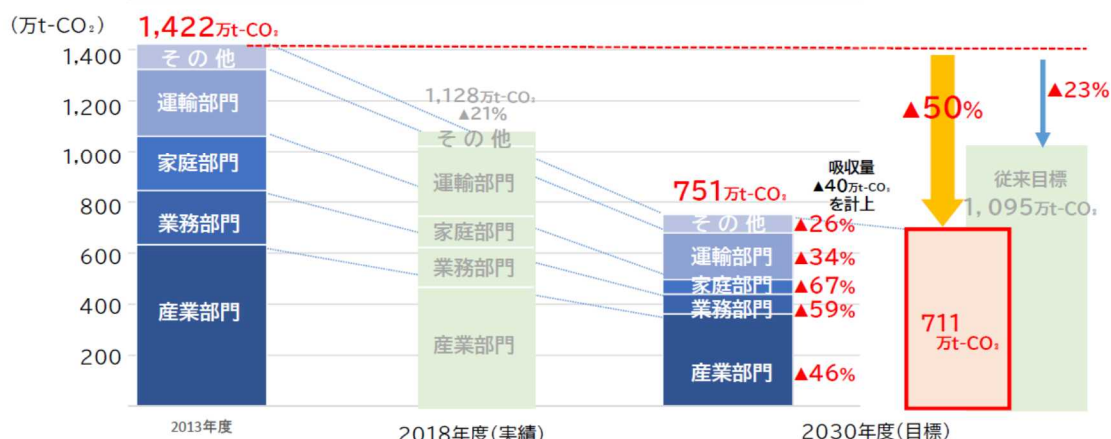
◆エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量 1,323万t ⇒ 678万t(▲49%)

産業部門: 634万t ⇒ 345万t(▲46%)      業務部門: 210万t ⇒ 87万t(▲59%)

家庭部門: 216万t ⇒ 72万t(▲67%)      運輸部門: 263万t ⇒ 174万t(▲34%)

◆その他排出量(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>・フロン類・メタン等) 98万t ⇒ 73万t(▲26%)

◆吸収量(森林等) 40万t (森林:28.4万t 農地土壌および都市の緑化等:11.3万t)



### (2) 再生可能エネルギーと地域との共生に係る法整備

- 県内での地域とのトラブル事例（A市内の太陽光発電施設の計画）の経過

（※計画予定地の大半は山林。開発面積約2.9ha。発電出力1,260kW）

- ・平成28年2月～ 太陽光発電施設計画が浮上 ⇒ 地元住民が反対運動
- ・平成30年4月 A市太陽光発電設備規制条例の施行（許可制に）
- ・平成29年12月 県が林地開発審査基準の改正（残地森林、排水構造物の明記等）
- ・令和3年3月 県が林地開発許可
- ・令和3年6月 A市が設備設置の許可



全国的に地域とのトラブルが発生しており、これを未然に防止するため、事業者<sup>に</sup>地域住民への事前説明等を義務付けるなどの法整備の必要性

担当：総合企画部 CO<sub>2</sub> ネットゼロ推進課  
TEL 077-528-3493